

中小企業のための



香港の会社に投資するときの注意点

香港でビジネスを行い... たい日本の投資家にとつて最も手っ取り早い方法は、すでに香港にある会社を買収することです。

(1) デューデリジェンスだけでは足りない？

多くの投資家が重要視しているデューデリジェンスですが、デューデリジェンスの結果はあくまでも「いままで」の状態であって、その状態が買収後にもそのまま継続することを保証してくれるものではないです。

(2) 従来のスタッフを味方にする

海外投資家として、自

分が海外の会社に投資するときには、自己保護の意識を持つことが重要です。従来のスタッフと新しいオーナーとの間の軋轢が会社を破たんに導くことは決してめずらしいことではありません。

(3) 現地のスタッフに任せすぎない

理想的なのは、日本から信頼できる人物を香港に派遣することです。その場合にも逐一情報が届くシ



香港進出の手っ取り早い方法は現地企業を買収すること

もし、日常的に行われる役員会に参加することが難しい場合、最低限、役員会に議事録を作成させ議事録を通じて会社の動きを管理しましょう。ちなみに少数株主であっても、大株主にその権限を悪用されないために、株主総会には出席し、出席できない役員会や株主総会についてはその議事録を通じて会社をチェックすることが重要です。

① 情報の共有化

経営の状況、会計、取引などについて、必ず毎週あるいは毎月、定期的な報告を義務付け、また、日常のビジネスメールも必ずCCにより、自分のところにも情報が入るようにさせましょう。

③ 金銭の実権を握る

会社の判子、印章、銀行の手帳など重要なものはできるだけ自分で管理しましょう。しかし、日常の業務に必要なものは現地のスタッフに預けざるを得ない場合、重要なものは管理者を定め責任の所在を明らかにしましょう。

筆者紹介

ANDY CHENG 弁護士 アンディチェン法律事務所代表 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありJETロ相談員も務めている。日本語堪能 www.andysolicitor.com info@andysolicitor.com



が理想的です。

また、事前に署名した小切手帳を現地スタッフに渡してはいけません。香港はサイン文化ですから、ハンコなしでも十分に機能してしまいます。もし現地スタッフがその小切手を悪用したとしても、そのような小切手を渡したオーナーの責任が免れず、損害請求を行うことが難しくなります。